

共に創る松元地域活性化推進委員会協働事業認定要綱

1 目的

共に創る松元地域活性化推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、推進委員会の事業の主旨に賛同する企業等の協力のもと、地域内外に推進委員会の事業（取組）を周知し、松元地域の活性化及び地域の一体感の醸成を図ることを目的に協働事業認定制度を設けます。

2 申請者等

(1) 申請者

国、県、市区町村、県教育委員会、市区町村教育委員会、学校、企業、自治会、文化団体、各種団体、NPO法人等

(2) 事業要件

協働事業については、推進委員会を支援、応援するものを対象とし、その要件は「3 承認基準」のとおりとします。

(3) 費用負担

協働事業への補助金等は無く、事業に要する経費は申請者の負担とします。

3 承認基準

推進委員会の事業を周知する上で、効果的と認められる事業
ただし、次のいずれかに該当する場合は承認しないものとします。

- ア 政治的又は宗教的目的をもって開催されるもの
- イ 営利・販売促進を主たる目的としているもの
- ウ 推進委員会及び推進委員会の事業の品位を傷つけるおそれのあるもの
- エ 特定個人の売名や私的な利益追求に利用するもの
- オ 参加者、来場者等に危険を及ぼすおそれのあるもの
- カ 一般の人に公開されないもの
- キ その他、協働事業としてふさわしくないと判断されるもの

4 申請手続き

- (1) 申請者は、当該事業が実施される2週間前までに共に創る松元地域活性化推進委員会協働事業認定申請書（様式1）を推進委員会へ提出するものとします。
- (2) 協働事業として認定若しくは否認する場合は、申請を受理した日から2週間以内にその旨を通知します。（様式2）

5 承認のメリット

- (1) 次の名義等が使用できます。
 - ア 「共に創る松元地域活性化推進委員会」「まつもと まるっとマルシェ」及び「松陽アート in まつもと」の名義
 - イ まつもと まるっとマルシェのロゴマークデザイン
- (2) 推進委員会事務局が運営する公式ホームページ及びSNSにおける掲載、松元支所庁舎への掲示物の設置等（掲載時期やスペース等に余裕がある場合に限り。）

6 その他

この要綱に定めのない事項については、推進委員会が決定することとします。

この要綱は、令和8年5月19日から施行します。